



資料 2 - 2

企業会計審議会 監査部会

# ISQM1等導入に向けた課題

八重洲監査法人  
2021年3月22日

# 1. ISQM1導入に向けての対応について

PDCAサイクルを通して、評価したリスクに対応した実効性のある品質管理体制の整備運用が求められており、監査事務所自らが、品質目標の達成を阻害するリスクを識別・評価し、当該リスクに対する方針・手続を設定・運用する必要があると考えております。

しかしながら、弊法人を含む中小監査事務所におきましては、限られたリソースの中、ナレッジ部門も充実していないことから、特に品質目標の設定、品質リスクの識別と評価等につきまして、網羅的な検討を実施するためのツール等あればと思案しております。

また国際的な基準へのコンバージェンスとしての意義が重要であることから、加盟ネットワーク、クレストン・インターナショナルのリソースをできる限り有効活用したいと考えております。

## YAESU AUDIT & Co. 1.2. 事務所として今後対応すべき事項

現状、下記を想定しております。

- ① IAASB基準書(英文)検討と事務所内周知
- ② 各種研修等を通じた情報収集と内容理解の促進
- ③ 新基準導入に向けたプロジェクトリーダーの選任とプロジェクトチームの組成
- ④ 新基準対応を踏まえた法人役職、職位、役割分担の明確化
- ⑤ 加盟国際ネットワーク(クレストン)より提供されるリソース(研修、マニュアルドラフト等)の積極利用によるナレッジの充実と新規程、マニュアル等の整備



## YAESU AUDIT & Co. 2. ISQM2における審査担当者のクーリングオフ期間の導入への対応について

---

弊法人においては、前述のとおり審査委員会による合議制の審査体制を導入しております。

合議制の審査体制を継続する前提のもと、業務執行責任者が当該個別監査業務の審査担当者になるまでに、2年間のクーリングオフ期間を定めることは審査委員会の構成員の検討及び審査委員会内での担当者の変更を実施することにより対応可能と考えております。

ISQM等においては合議制審査については想定されていないようですが、弊法人のような、審査を主として支配する中心的意見構成員のいない合議制審査においても合議制審査参加者の全員についてクーリングオフ期間を定める必要あるか否かが現在不明点となっております。

その要否により、組織対応に大きな違いが起こる可能性を思料しております。

### YAESU AUDIT & Co. 3. 適用までのスケジュール①

ISQM1等の導入時期である2022年12月を意識しつつ、新たな品質管理体制を研究・検討していきたいと考えております。

しかしながら、前述のように限られたリソースの中、最も時間と労力を要すると予想されるのは、新基準に対応した品質管理マニュアル等の整備と考えております。

現状では2021年3月10日開催のネットワーク研修(オンラインwebinar)でクレストンから提示された下記Implementation timelineのスケジュールを目安に、新品質管理マニュアル等の研究・検討を行い、日本における新基準適用に備えたいと考えております。



今般クレストン・メンバーファームとして新基準対応を想定した英文の「Audit and Assurance Manual」(初期ドラフト)の提供を受けました。

今後スタートするプロジェクトチームでは、このドラフトをベースに当監査法人の実情に適した改訂を通じて日本語版の新品質管理マニュアルの研究を進め、今後具体化する日本の新品質管理基準への整合性を調整しながら、導入促進を図っていく事をイメージしております。



八重洲監査法人

TEL : 03-5275-5260

<https://www.yaesuaudit.jp>

A member of Kreston International | A global network of independent accounting firms